

「京都駅東部 高瀬川沿いの地域資源の活用事業」に係る業務の委託に係る仕様書（提案用）

1 委託業務名

「京都駅東部 高瀬川沿いの地域資源の活用事業」に係る業務

2 履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

3 業務の目的

京都駅東部エリアは、京都の玄関口・京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地にあり、平成29年4月には元貞教小学校跡地に京都美術工芸大学京都東山キャンパスが開設され、また、令和5年には崇仁地域への京都市立芸術大学や京都市立銅駝美術工芸高等学校の移転が予定されるなど、文化芸術を基軸としたまちづくりにより、活性化につながる大きな効果を期待できるエリアである。

これを踏まえ、本エリアの活性化に向けた将来構想を策定するため、「京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会」（以下「検討委員会」という。）へ諮問し、目指すべき将来像やその実現のために必要な方策等の検討を進め、検討委員会からの答申を踏まえ、平成31年3月に「京都駅東部エリア活性化将来構想」（以下「構想」という。）を策定した。

本業務は、構想の実現に向けて、本エリアの南北の「悠久の自然・文化軸」である高瀬川沿いの地域資源を活用した事業を通じて、本エリアの活性化の機運を高め、連携・協働の基盤づくりに取り組むことにより、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンの創生に向けたまちづくりの推進を目指すものである。

4 事業の概要

実施時期：令和元年秋～冬

実施場所：京都駅東部エリア 高瀬川界限

内 容：地域の資源を活用したシンポジウムや散策イベント等の実施

5 委託業務内容

以下の業務を委託する。

(1) シンポジウムや散策イベント等の企画立案

京都駅東部エリアの高瀬川界限において、地域の資源を活用したシンポジウム（1回以上）や散策イベント等（複数回）の実施。企画については、自由に提案すること。

(2) シンポジウムや散策イベント等の運営

上記企画の運営実施全般

(3) 広報業務

上記企画を効果的に広報し、集客に努めること。

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に、京都市に提出すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 業務終了報告書 | 2部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | 一式 |

7 委託料上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。消費税及び地方消費税率の変動に関わらず、1,000,000円（税込）とする。）

8 業務実施条件

業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書、企画提案書及び今後の協議によって作成する実施仕様書に基づき、業務を行う。
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (3) 本市担当職員と十分な連絡を取り業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、本市が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

9 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 知的財産権

成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。

したがって、上記の知的財産保護対象物の再利用、複製、再配布等については、本市に事前申請のうえ本市の許可を得た場合に限る。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。